

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月19日（平成27年（行情）諮問第146号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行情）答申第32号）

事件名：「第12期情報基礎課程（電波部）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、文書5（26枚目及び27枚目の電話番号）を開示すべきである。

文書1 第12期情報基礎課程（電波部）（表紙を除く。）

文書2 情報基礎課程教育資料 衛星と画像分析 26.3.11 情報本部画像・地理部（表紙を除く。）

文書3 戦略情報概説「情報調整基礎」－第12期情報基礎課程－平成26年2月25日（表紙を除く。）

文書4 第12期情報基礎課程（情報保全） 26.2.26（表紙を除く。）

文書5 平成25年度情報保証教育（情報基礎課程）計画部システム通信課 26.3.3（表紙を除く。）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年10月2日付け防官文第14585号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」が特定されたのか不明である。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の

特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

また電磁的記録にセキュリティ設定等を掛けた場合、当該データが複写先に複写されない場合が技術的に起こり得る。そこで、本件対象文書がこうした制限が掛けられている場合、本件対象文書の内容が交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が、本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反するので、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書1

以下の理由から開示が可能と思われる。

文書4の不開示部分のうち以下の箇所のついては、以下の理由から開示可能と思われる。

ア 不開示部分のうち25枚目及び26枚目（表紙を除く。以下同じ。）

諮問庁のホームページで公開されている「秘密保全に関する訓令」等で定められている規則が不開示部分を明らかにしていると思われる。

イ 不開示部分のうち 28 枚目

当該不開示部分は、計画部の隷下部署がそれに該当すると思われる。諮問庁が過去に開示した「電話番号簿（自動即時用）」（平成 23 年度）（開示請求受付番号：2012.6.19－本本 B 228）において示されている部署のいずれかが該当するものと思われる。

(3) 意見書 2

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」（第 145 回国会参議院総務委員会会議録第 3 号 2 頁）と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の不開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

(ア) 対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成 22 年度（行情）答申第 75 号及び平成 25 年度（行情）答申第 233 号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

(イ) 変更履歴の確認

ワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

(ウ) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認するべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

諮問庁は履歴情報を特定しなければならない法的義務はないと主張するが、履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定（平成18年8月3日付け防官文第7679号）では、「北朝鮮のミサイル発射について（案）」と題するワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）が開示され、履歴情報についても開示されている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「情報本部課程教育『情報基礎課程』で使用されたテキスト類の全て*対象文書は、2008.7.9一本本B377から改訂された最新版が存在すればそれを希望。**電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（情報本部保有分）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書にそれぞれの表紙を加えたものを特定した。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成26年10月6日まで開示決定等の期限を延長した上で、同年5月29日付け防官文第7714号によりそれぞれの表紙について開示決定を行い、本件対象文書について、その一部が法5条2号及び3号の不開示情報に該当することから、同年10月2日付け防官文第14585号により、当該部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び理由については、別表のとおりであり、法5条2号に該当する部分については、実在する法律事務所の権利利益を害するおそれがあることから、同条3号に該当する部分については、防衛省・自衛隊の情報業務等の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあること、又は我が国と他国との安全保障

上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに『本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける』複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条2号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年4月6日 審議
- ④ 同月15日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同月16日 異議申立人から意見書を收受
- ⑥ 平成29年3月17日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年4月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，防衛省情報本部における第12期情報基礎課程において使用された資料のうち，防衛省情報本部が保有する文書（PDF形式以外の電磁的記録）である。

諮問庁は，本件対象文書の一部が法5条2号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 架空の不審電子メールの送付者の電話番号

別表の番号1欄に掲げる不開示部分は，架空の不審電子メールにおける送付者の電話番号であり，当該不開示部分に対する注釈である「実在する法律事務所の電話番号」との記載は開示されていると認められる。

当該不開示部分は，当該法人その他の団体の本来の活動等と無関係であることは明らかであり，これを公にしたとしても，いずれの法人その他の団体の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなどがあるとは認められないことから，法5条2号に該当せず，開示すべきである。

(2) 防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には，防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力，情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり，悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 我が国政府の情報業務に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には，我が国政府内の情報業務の運用態勢に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，我が国政府内における情報

業務の運用要領が明らかとなり，我が国政府の情報業務を阻害しようとする相手方をして，その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど，我が国政府の情報収集・分析活動に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(4) 情報保全業務に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には，防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する能力が推察され，悪意を有する相手方をしてその弱点をついた行動を採ることを可能ならしめるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条2号及び3号に該当するとして不開示とした決定については，文書5（26枚目及び27枚目の電話番号）は，同条2号に該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条3号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 5	26 枚目及び 27 枚目の電話番号	実在する法律事務所の電話番号が記載されている。
2	文書 1	1 枚目ないし 11 枚目, 16 枚目ないし 20 枚目, 22 枚目, 23 枚目及び 25 枚目ないし 126 枚目の一部並びに 12 枚目ないし 15 枚目, 21 枚目及び 24 枚目の全て	防衛省の情報の収集・処理に係る態勢, 分析能力及びその他の情報業務に関する情報が記載されており, これを公にすることにより, 我が国の安全を脅かそうと企図する相手方による情報収集能力の隙を狙った行動や情報の操作による妨害といった対抗措置が講じられるなど, 今後の情報活動の障害となる。
		4 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており, これを公にすることにより, 防衛省・自衛隊の情報関心が推察される。
		5 枚目ないし 7 枚目の一部	防衛省の情報業務に係る組織・編成に関する情報が記載されており, これを公にすることにより, 防衛省・自衛隊の態勢が推察される。
		14 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており, これを公にすることにより, 防衛省・自衛隊の情報業務に関する撮像要領及び情報関心が推察される。
		16 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており, これを公にすることにより, 防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の収集要領及び情報関心が推察される。
	28 枚目及び 29 枚目の全て		
	文書 2	17 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており, これを公にすることにより, 防衛省・

			自衛隊の情報業務に関する分析要領及び保全体制が推察される。
		2 1 枚目， 2 2 枚目 及び 2 5 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する画像情報の収集要領が推察される。
		2 6 枚目の全て	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の収集能力及び情報収集要領並びに情報関心が推察される。
		2 7 枚目の一部	
		3 0 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の分析及び配布要領並びに運用体制が推察される。
		3 1 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の分析及び作成内容並びに運用体制が推察される。
		3 3 枚目ないし 5 0 枚目及び 5 2 枚目ないし 5 4 枚目の全て	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の分析要領，作成要領及び情報関心が推察される。
		5 6 枚目ないし 5 9 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の分析要領，作成状況及び情報関心が推察される。
		6 5 枚目及び 6 6 枚 目の全て	

		60枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の運用体制及び作成状況並びに情報関心が推察される。
		61枚目の全て	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊における多国間地理空間共同作成事業の取組体制が推察されるおそれがあるとともに，我が国と他国との安全保障上の関係を損なうおそれがある。
		63枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する画像情報の分析要領が推察される。
		67枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する運用要領が推察される。
	文書3	15枚目，19枚目，20枚目，22枚目，36枚目，39枚目ないし41枚目及び48枚目ないし51枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する運用要領及び情報関心が推察されるとともに，情報関連部署の配置が明らかになることから，情報を得ようと企図する者に対し，有為な情報を与えることになる。
3	文書3	8枚目及び12枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する運用要

			領及び情報関心が推察されるとともに、情報関連部署の配置が明らかになることから、情報を得ようと企図する者に対し、有為な情報を与えることになる。
4	文書 4	6 枚目， 8 枚目なし 1 5 枚目， 2 3 枚目， 2 5 枚目， 2 6 枚目， 2 8 枚目， 2 9 枚目， 3 3 枚目及び 4 8 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する内容が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する能力等が推察される。